

# とっとり出島イノベーションプロジェクト推進協議会規約

(名称)

第1条 本会は、とっとり出島イノベーションプロジェクト推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、公益財団法人鳥取県産業振興機構（以下「機構」という。）の行うとっとり出島イノベーションプロジェクト（以下「TDX」という。）を共同で推進することにより、県内産業の振興と県経済の活性化を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、機構の行うTDXにかかる次の事業への支援協力を行うこととする。

- (1) ADAS・EVにかかるシミュレーション及び街区での実証実験
- (2) 海外交流を通じたビジネスマッチング
- (3) 講義やインターンシップを通じた人材育成
- (4) その他、協議会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 協議会の構成は、第2条の目的に賛同する県内に事業所を有する事業者で、機構の行うTDXにかかる事業に関連する事業活動に現に取り組み、または新たに取り組みようとする者をもって組織する。

(入会及び退会)

第5条 入会を希望する企業等は、別に定める入会申込書を提出しなければならない。

- 2 会費は無料とする。
- 3 退会を希望する場合は、別に定める書類を提出しなければならない。

(役員)

第6条 協議会には次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 3名
- 2 会長は機構理事長をこれに充てる。
  - 3 副会長は、会長が指名する。
  - 4 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
  - 5 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

(アドバイザー)

第7条 協議会には、アドバイザーを置くことができる。

- 2 アドバイザーは会長が委嘱する。
- 3 アドバイザーは会長の求めに応じ、専門分野における助言等を行う。

(総会)

第8条 協議会は、総会を開催することができる。

- 2 総会は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長を務める。
- 3 総会は、協議会の事業及びその運営に関する事項について協議、決定する。
- 4 総会の成立要件は、会員現在数の過半数以上の出席とする。
- 5 総会の議事については、出席者の過半数以上をもって議決し、可否同数の場合は、会長の決するところとする。
- 6 会長は、必要に応じて会員以外の出席を求めることができる。

(分科会)

第9条 協議会は、分科会を設置することができる。

- 2 分科会は、協議会の事業及びその運営に関する事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じて開催する。
- 3 分科会は会長が招集する。

(事業年度)

第10条 協議会の事業年度は、毎年4月1日から始まり翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第11条 本会の会務を処理するため、機構に事務局をおく。

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営等に関し、必要な事項は会長が別に定める。

附則

この規約は、令和2年11月17日から施行する。

附則

この規約は、令和3年1月15日から施行する。